

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16960

研究課題名(和文) フランスにおける「会社の利益」概念の意義 もう一つの会社契約理論

研究課題名(英文) The Significance of the French concept of "interet social" - Another Contractual Theory of the Corporation -

研究代表者

石川 真衣 (ISHIKAWA, Mai)

早稲田大学・高等研究所・助教

研究者番号：00734740

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、フランス会社法上の基本概念とされる「会社の利益」の原点は、20世紀初頭に提唱された「制度理論」にあり、「制度理論」が前提とする大規模株式会社の特徴をフランスの上場規制の検討を通じて明らかにした。「会社の利益」を会社の構成員の利益とするか、それとも法人の利益とするかをめぐる論争は現在も決着を見ないものの、そうした理念上の論争とは別個に「会社の利益」が判例法上の重要な概念として大きく発展した経緯を示し、会社の存続の確保のために用いられることを指摘した。また、近時のコーポレートガバナンス議論における「会社の利益」概念について、コーポレートガバナンス・コードを中心とした検討を行った。

研究成果の概要(英文)：The French concept called "interet social(social interest)", which is commonly said to be one of the basic concepts of French corporation law, has its origins in the early 20th century "Institutional Theory". The purpose of the research is to clarify the function of this concept in corporation law. This research first focused on the 19th-20th century listing standards in order to explain the particularities of large scale firms which were considered as "Institutions" by the Institutional Theory. While the debate on the concept of the corporation -whether it is a contract or an institution- still remains, we aimed to show that the significance of the "interet social" concept mainly resides in its jurisprudential use, and focused on legal cases mentioning the concept, with a particular spotlight on cases where the survival of the corporation is at stake. We also examined Corporate Governance topics related to the "interet social" and made an analysis on French Corporate Governance Codes.

研究分野：会社法

キーワード：会社の利益 フランス会社法 株式会社法 コーポレートガバナンス コーポレートガバナンス・コード 契約理論

1. 研究開始当初の背景

フランス会社法において、「会社の利益 (intérêt social)」概念は基本概念としての位置づけを有しているとされるが、同概念の定義については従来から論争があった。その論争とは、「会社の利益」=「会社の構成員 (社員または株主)の利益」とするか、それとも「会社の利益」=「会社 (法人)の利益」とするか、というものである。しかし、この論争については決定的な決着がついておらず、「会社の利益」概念は法律上の定義を与えられたわけでもないため、曖昧な部分が残されているように見える。ところが、こうした不明確さがあるにもかかわらず、「会社の利益」概念は裁判所により最大限活用されてきたのであり、会社内部の私的自治に本来属する問題解決に向けて強力な司法介入を行うための一種の理由づけとして、個別の事案に応じた解決策を導き出すきわめて重要な「道具」として用いられてきた。具体的には、判例は、「会社の利益」概念を株主意思の尊重と会社組織に求められる社会的責務の実現という二つの要請の均衡を図る手段として様々な場面において利用してきたことができる。ところが、それらの場面があまりに多様であることから、わが国に限らず、フランス本国においても「会社の利益」に関する本格的な研究はわずかしかなされてこなかった。会社法上重要な概念であるとされているにもかかわらず、その実態と活用状況については不明確なところが少なくないことから、前述した「会社の利益」の理念に関する論争とは別に、同概念が有する機能とその法的意義について関心を向けるに至った。「会社の利益」概念はフランス独自の風土のなかで生成されてきたものであり、他国から「輸入」されてきたものではないため、フランス会社法特有の事情・課題がそこに反映されているものと考えたためである。

特に、「会社の利益」とは、「会社」をどのようなものと捉えるかに応じて大きく意味が変わることから、個々の会社において優先すべき事項について裁判所が判断するための「マジック・ワード」として用いられてきた経緯があり、この経緯の検討を通じてフランス会社法が抱える現代的課題、特に伝統的な枠組みである「会社契約 (contrat de société)」を基礎とした理念からの脱却が試みられていることを検証しようとした。

2. 研究の目的

本研究はフランス会社法の基幹概念である「会社の利益」概念の総合的・包括的検討である。1. に挙げた問題意識に基づき、本研究は、フランス会社法における「会社の利益」概念が有する意義を検討することとした。この検討を通じて、「会社の利益」概念を用いることによりどのような具体的な問題が解決されようとしているのかを示すことを目標とした。

3. 研究の方法

本研究では、文献調査及び現地調査を組み合わせることにより、(1) フランスにおける「会社の利益」概念の出現背景、(2) 「会社の利益」概念が用いられてきた場面の整理、(3) コーポレートガバナンスをめぐる議論における「会社の利益」概念の位置づけの三点に着目して検討を進めた。各項目については、以下で説明する。

(1) 「会社の利益」概念の出現背景には、株式会社形態の発展があるとされる。株式会社形態は1807年商法典において初めて導入されたが(もっとも、それ以前に現在の株式会社の特徴を示す形態がなかったわけではない)、当初は設立許可制が採用されたこともあり、1867年7月24日の法律によりすべての株式会社について設立準則主義が採用されるまでは本格的な発展があったとは言えなかった。株式会社制度が顕著な発展を見せ始めるのは1867年以降、19世紀末から20世紀初頭にかけてである。そこで、この時代の株式会社がどのような特徴を有していたのかを明らかにすることにした。

現地調査を行うに当たって、史資料を基礎に株式会社法制が辿ってきた変遷を明らかにすることを意識してフランス国立中央文書館 (Archives Nationales) 及び経済財政文書センター (Centre des Archives Economiques et Financières) を訪問し、原資料に触れることができたことは有益であった。また、フランス株式会社法制の歴史(19世紀中心)を検討するにあたり、本研究課題の初年度に行った現地調査において会社法史研究の専門家(ジュネーブ大学・ジャン・ロシャ講師)に面会し、史資料の入手方法・活用方法について教示を得られたことは有用であった。

(2) 「会社の利益」概念が用いられてきた場面の整理とは、同概念に言及する判例の整理をまずは意味する。たしかに合名会社の業務執行者の権限に関する商法典 L.221-4 条、議決権拘束契約 (conventions de vote) に関する L.233-3 条、会社財産の濫用及び信用 (crédit) の濫用に関する L.241-3 条及び L.242-6 条において「会社の利益」は表現として用いられているが、そこにおいて内容に関する定義はない。このように法律における言及は少ない一方で、「会社の利益」に言及する判例の数はきわめて多く、個々の場面で「会社の利益」が有する意味は異なる。そこで、会社の利益概念に言及がなされる場面をまず分類することを意識し、同じ「会社の利益」という概念によって異なる問題が扱われていることを明らかにしようとした。

判例の入手にあたっては、国内図書館の所蔵雑誌、所属大学からの取り寄せ依頼などでほとんどの判例文献を入手することができ

た。また、同概念を扱う博士論文(テーズ)も、同じく取り寄せを通じて入手できた。

(3) 21世紀に入り活発化したコーポレートガバナンスをめぐる議論において、「会社の利益」という表現が出てくるが、そこでいう「会社の利益」とは裁判所が用いる「会社の利益」と同一のものではない可能性があり、上場会社を前提としたコーポレートガバナンスに関する議論における会社経営者(会社指揮者)の指針としての意味を専ら有するものである。特にコーポレートガバナンスに関しては、フランスが独自に発展させた部分はあるものの、アメリカの議論を原点とすることから、フランスのコーポレートガバナンスに関する先行研究を基礎に、現在のコーポレートガバナンスの理論状況に関する検討を行うこととした。その題材として選択したのが、頻繁な改訂を経ているコーポレートガバナンス・コードである。現在、フランスにおいて上場会社(規制市場上場会社)を対象とするコーポレートガバナンス・コードは二つ存在するが、このなかで最初に策定され、最も多くの企業が準拠する AFEP-MEDEF コードに注目し、その位置づけ及び内容に関する研究を重点的に行うこととした。

コーポレートガバナンスに関する文献のほとんどは国内で入手できたが、最新の学界の理論状況までは文献からは読み取ることは難しく、本研究の初年度にルクセンブルク大学で開催された会社法に関するシンポジウムに参加し、最新の議論に触れることができたことは有益であった。

4. 研究成果

(1) 会社の利益概念の出現背景については、1. で述べた論争(「会社の利益」=「会社の構成員(社員または株主)の利益」とするか、それとも「会社の利益」=「会社(法人)の利益」)が深く関係することが分かった。「会社の利益」概念の出現と株式会社形態の発展は密接に関係し、大規模株式会社を「制度(institution)」と捉える制度理論が同概念を支えていたと考えるに至った。そこで、制度理論に関するより詳細な検討を行ったが、そのなかで、制度理論が前提とする会社像が多数の株主を抱える上場会社であるとする認識を有したものの、具体的にそうした上場会社がどのようなものであるかを明らかにしなければ、「会社の利益」が想定する利害関係者の範囲が浮かび上がらないと感じた。このため、商法典制定当初から制度理論が提唱されるまでの上場会社法制に関する検討を行い、フランスにおける初期の上場会社には、資本、株主数、会社の存続期間、損益状況などをはじめとする厳格な要件が課されることを明らかにした。

研究期間内にパリの証券市場に関する規制を検討し、フランスにおける主要な会社は

パリ市場に上場していたことから当面の結論を出すことはできたことは大きい。他方でフランス国内の他の都市においても取引所は存在していたのであり、これらの上場規制がどのようなものであったかを確認することができていないため、この部分は今後の検討課題として残る。

(2) 「会社の利益」概念に言及する判例を整理した結果、会社が差し迫った危険にさらされ、その存続が脅かされている場面、会社の存続に対する差し迫った危険はないが会社資本を保護する必要がある場面、株主間契約の有効性に対する判断がなされる場面、及び会社指揮者の行為規制が論じられる場面の四つに大きく分けられることが分かった。

このうち、(1)に挙げた制度理論と密接に関係する について詳細な検討を行った。

最初に、100パーセント減資後、会社を救済する者に対してすべての株式を割り当てる形で新株発行がなされる場合(我が国でいう第三者割当増資)において、本来は既存株主の地位の保護が問題となるところ、「会社の利益」は会社の存続のために司法権力が例外的に既存株主の地位の剥奪を正当化する手段として用いられることを明らかにできた。次に、「仮の管理者(administrateur provisoire)」と呼ばれる既存の会社機関に代替して業務執行を行う者が裁判所により任命され、司法権力による会社自治への強力な介入がなされる場合において、法律上の根拠規定がない状況でこうした介入が認められるのは、会社の利益が損なわれ、确实且つ差し迫った危険にさらされているときであることを示した。最後に、株主・社員間の対立が生じている場合に用いられる「少数派の濫用」法理において、会社の利益に反する態度がとられることが濫用の要件の一つとなり、特に裁判所は少数派の濫用行為により否決された決議を、濫用者の議決権行使を濫用者の代わりに行う特別受任者の任命により可決できる強力な措置をとることが分かった。ここまで挙げた場面において、「会社の利益」概念は会社への裁判官の介入禁止の原則(principe de non-immixtion du juge dans la société)に対する例外を正当化し、会社の存続を確保するための手段となっていることが明らかになった。ここでは、わが国の会社法の状況と比較を行い、同じ問題に対する対応の差異を確認することができたとともに、この場面における「会社の利益」は明確に「法人の利益」、さらには「社会の利益」ともいえる要素を含み、構成員間の「会社契約」の前提を大幅に超える範囲の利益が考慮されることが分かった。

(3) コーポレートガバナンスに関する研究においては、「会社の利益」概念に言及するコーポレートガバナンス・コードに着目し

たが、研究期間内に複数の改訂があったことにより、想定していたより多くの文献に接することになった。特に、わが国におけるコーポレートガバナンス・コードの導入の時期と重なったことから、フランスにおけるコードの位置づけと内容に関する総合的な検討が必要となると考え、「会社の利益」概念に関する部分に限定せず、検討の射程を当初予定していたものより広げることとした。

まず、初年度はコーポレートガバナンス・コードの大規模改訂としては初めてのものとなる2013年改訂に関する検討を行った。そのなかで、「会社の利益」への配慮は、コードによる規律付けの基礎となっているcomply or explain（遵守せよ、さもなければ説明せよ）により確保されていることが明らかになり、comply or explainの遵守状況を監視するために2013年改訂により新たに設けられたコーポレートガバナンス上級委員会（Haut Comité du Gouvernement d'Entreprise）の検討を行った。2013年改訂に関する成果は、初年度中に公表した。

次に、コーポレートガバナンス・コードの位置づけを考えるなかで、判例法上の「会社の利益」とソフトローであるコーポレートガバナンス・コード上の「会社の利益」の差異を明らかにすることが必要と考えるに至った。そこで、コーポレートガバナンス・コードと会社法に関する検討を行い、シンポジウムにおける発表の機会を得た。これを踏まえて、フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードがハードローの立法化プロセスの前段階としての役割を果たし、コードの内容は会社法と一体のものとして捉えられること、及びコードはハードローにより定められる会社機関の権限分配に是正手段としての機能があることもあわせて示すことを明らかにすることができ、その成果を論説として研究期間内に公表した。このなかでは、研究期間内になされた2015年及び2016年のコード改訂に関する紹介・検討も行った。

本研究では、コーポレートガバナンス・コードと会社法に連続性があることを示すことができたものの、コーポレートガバナンス・コードと判例法がそれぞれ想定する「会社の利益」に関する相違点については十分な確証を得るには至っていない。この点については、今後も検討を継続していきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

石川真衣、フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードと会社法、査読無、比較法学 51 巻 3 号、2018、1-39 頁

石川真衣、<研究ノート> フランスにお

けるコーポレートガバナンス・コードの見直しについての覚書、査読無、早稲田法学 91 巻 1 号、2015、37-51 頁

〔学会発表〕(計1件)

石川真衣、フランスにおけるコーポレートと会社法、シンポジウム「コーポレートガバナンス・コードと会社法制 コードの比較法的検討と会社法への熱意を巡って」、2017年3月18日、早稲田大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川 真衣 (ISHIKAWA, Mai)
早稲田大学高等研究所 助教
研究者番号：00734740

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()